

質問回答書 (9 月 18 日時点)

No	区分・様式等	質問内容	回答
1	実施要領 1 (4) テ 6 (1) イ 3 年間の見積書の 作り方	実施要領では令和 8・ 9・10 年度の実施経費 をそれぞれ内訳ととも に明示することとされ ていますが、様式第 5 号 「見積書」は令和 8 年度分のみ作成し、令 和 9・10 年度分 は企画 提案説明書等に任意様 式で記載するとの理解 でよろしいでしょう か？それとも、3 年度 分それぞれ様式第 5 号 を作成する必要があります でしょうか？	様式第 5 号を複製して上部を変更していただき、令和 9 年度、令和 10 年度分を作成してご提出ください。
2	実施要領 1 (8) 契約金額及び 指定再委託の 取扱い	総事業費上限 55,000,000 円のうち、 公募提案対象額が 40,000,000 円、上伊那 森林組合への指定再委 託額が 15,000,000 円と されています。受託者 と伊那市との契約額は 55,000,000 円を上限と し、そのうち 15,000,000 円を受託者 から上伊那森林組合へ 再委託する契約構造と の理解でよろしいでし ょうか？それとも、市 と上伊那森林組合との 間で別途契約・支払を 行うものでしょうか？	ご認識の通りです。 市と受託者との契約額を上限 55,000,000 円とし、受託 者から上伊那森林組合へ 15,000,000 円を再委託する契 約構造となります。市と上伊那森林組合との直接契約・ 支払はありません。

質問回答書 (9 月 18 日時点)

3	実施要領 1 (8) イ 仕様書 4 (2) 見積書における指定再委託分の記載要否	実施要領1(8)イ及び仕様書4(2)に定める指定再委託額15,000,000円(上伊那森林組合分)について、受託者が提出する見積書(様式第5号)には、この金額を内訳として記載する必要がありますでしょうか。それとも市と森林組合との間で別途契約されるため、受託者見積書には計上不要でしょうか。	記載が必要です。 市と受託者との契約額(上限 55,000,000 円)に含まれるため、見積書(様式第 5 号)への計上が必要です。 具体的には、見積書の事業費区分(内訳)の最下行に、「指定再委託分」、金額欄に「15,000,000 円」を計上・明記の上、ご提出ください。
4	実施要領 5、6 様式第 6 号 「宣誓書」	市ホームページには様式第 6 号「宣誓書」が掲載されていますが、実施要領 5 及び 6 の提出書類一覧には記載がありません。宣誓書の提出方法につきまして、参加表明時・企画提案時のいずれに提出するか、また共同事業体の場合は各構成員ごとに提出する必要があるかをご教示ください。	提出は不要です。 誓約事項については様式第 1 号(参加表明書)にて表明いただくため、様式第 6 号「宣誓書」の提出は必要ありません。なお、ホームページ上の様式第 6 号につきましては掲載を取り下げておりますので、ご注意ください。
5	実施要領 5 共同事業体の 追加書類	共同事業体で応募する場合、「各事業体ごと、同様の書類を提出」とありますが、各構成員の様式第 1 号・第 2 号及び添付資料以外に、	共同事業体協定書等の提出は不要です。 共同事業体で応募する場合に必要な書類は、実施要領 5 (1)(2)に記載のある書類のみとなります。 構成員ごとに、様式第 1 号に加え、様式第 2 号を含む添付書類ア～エの提出が必要ですので、漏れなくご提出ください。なお、共同事業体協定書、代表構成員届、委任

質問回答書 (9 月 18 日時点)

		共同事業体協定書、代表構成員届、委任状等の提出は必要でしょうか？ 必要な場合は様式及び提出時期もご教示ください。	状等の追加書類は不要です。
6	実施要領 5 (2) ウ 完納証明書の 具体的内容	参加表明時には「事業者が所在する市区町村が発行した完納証明書」が必要とされていますが、参加表明時に提出するのは下記①②のコピーで宜しいでしょうか？ ①納税証明書(その 3 の 3 「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用) ②納税(課税)証明書(法人都道府県税)	ご認識の通り、①と②の両方の提出が必要です。 公課全般における未納がないことを確認するため、両方の完納証明書(または納税証明書)の原本又はコピーをご提出ください。
7	実施要領 5 (3) ウ 郵送方法	実施要領では、参加表明書及び企画提案書の郵送方法について「一般書留又は簡易書留に限る」とありますが、他の自治体で広く認められている「レターパック」による提出も認められますでしょうか？	ご認識の通り、ご利用いただけます。 提出書類が期日までに確実に届くことが確認でき、配送事故等を追跡・検知できる方法(レターパックプラス、民間宅配便など)であれば、利用いただくことが可能です。
8	実施要領 6 (1) ア	企画提案説明書について、ページ数の上限、	特に指定はありません。 ページ数や印刷・製本方法等は自由(任意)ですが、実

質問回答書 (9 月 18 日時点)

	企画提案説明書 のページ制限等	表紙・目次・参考資料のページ数算入、両面・片面印刷、カラー印刷、製本・綴じ方等に指定はございますでしょうか？特に指定がない場合、提案者の任意としてよろしいでしょうか？	施要領の通り、審査員が理解しやすい表現や見やすい工夫や構成での作成にご協力をお願いいたします。
9	実施要領 6 (1) イ 人件費・間接費の計上基準	公募提案対象額の見積りにあたり、企画・ディレクション・編集等に係る人件費や、一般管理費等の間接経費を計上する場合、金額や比率に関する目安・上限の基準はございますでしょうか。	特に基準や上限はありません。 金額や比率の目安・上限等は設けておりませんが、人件費や一般管理費等の各種経費の区分・金額及びその内訳が明確にわかるように算出し、見積書を作成してください。
10	実施要領 6 (2) 11 部の範囲	提出部数 11 部（原本 1 部、写し 10 部）は、様式第 4 号、企画提案説明書、様式第 5 号見積書について 11 部必要との理解でよろしいでしょうか？	提出部数はご認識の通りです。 ただし、対象書類には様式第 4 号、企画提案説明書、様式第 5 号（見積書）に加えて、実施要領 6 (1) ウに記載の「会社概要又はパンフレット」も含まれます。これらを含めた一式として、11 部（原本 1 部、写し 10 部）をご提出ください。なお、実施要領 1 (4) ツにある実績等の補足資料がある場合も、同様に 11 部提出すること。
11	実施要領 7 プレゼン日程	やむを得ない事情において、指定の 10 月 15 日に参加が困難な場合、別日程での調整はご相談可能でしょうか。	指定された日程（10 月 15 日）での実施とし、個別の別日程での調整は認められません。

質問回答書 (9月18日時点)

12	実施要領7 プレゼン用資料	10月15日のプレゼンテーションでは、10月6日に提出した企画提案説明書そのものを使用する必要がありますでしょうか？それとも、提出済み企画提案の内容を変更しない範囲で、プレゼンテーション用に再構成したPowerPoint等の資料を使用することは可能でしょうか？ その場合、事前提出の要否及び提出期限もご教示ください。	書類選考や審査委員への事前共有等に支障が生じるため、プレゼンテーションは、原則として実施要領6で提出済みの企画提案説明書を使用してください。ただし、提出済みの企画提案説明書内において、審査員がわかりやすいような表現の工夫（部分拡大・分割など）は可能としますが、企画提案説明書書にない新規提案や内容の追加・変更については認められません。
13	仕様書 4（1） 6（4） （7） 森林組合1,500万円の使途・業務範囲	令和8年度指定再委託額15,000,000円について、上伊那森林組合が実施する業務の具体的な内容(実践現場の整備・管理・安全対策業務の範囲)と、想定される費用の内訳(人件費・設備費・現場整備費等の大まかな割合)をご教示ください。 あわせて、受託者側が企画する交流・体験プログラム(仕様書6(4)ウ、(7))と、森林組合が担う現場管理業務との役割の境界線についてもご教示いただけますと幸いです。	業務の具体的内容や今年度の対象エリアの決定は事業着手後となりますが、市民等の森林整備や森林の価値への関心を広げ、関係人口の創出や地域資源の循環につなげることを目的に推進します。 具体的には、市民や市外の学生及び企業等を対象とした、森林を育てる植樹と整備を学ぶ「里山体験」のほか、地域の里山整備団体等を対象にプロの技術を学ぶための「デモンストレーションや勉強会」、ペレット工場見学等をふまえた「森林資源循環を体感するプログラム」など、各種学習会・ワークショップ等の展開とそれに適切なエリアを想定しています。 本再委託業務は、受託者が企画・運営するプログラムや広報活動を「現場・技術・地域資源」の側面から支え、市民等の森林整備や森林の価値への関心を広げる共創の基盤として実施します。費用の内訳及び詳細設計については、市と上伊那森林組合において適切に積算・決定のうえ、受託者へ共有いたします。 役割の境界線については、下記を想定しています。 ○受託者：提案額のうち5,000,000円分を含め、実践現場や地域資源等を最大限活用した広報（PR・プロモーション）

質問回答書 (9月18日時点)

			ョン) 戦略の立案・発信、ならびに市民等・市内外向けの交流・体験プログラム等の企画・運営全般を担う。 ○上伊那森林組合：受託者が円滑かつ安全に事業を展開できるよう、現場の環境整備、安全管理、技術指導等の基盤管理を担う。 実際の事業推進に当たっては、事業の進捗や受託者の企画提案等に応じ、市・上伊那森林組合・受託者の三者で適切に連携を図りながら柔軟に進めてまいります。
14	仕様書4 (2) 6(4)ウ 6(7) 実践現場	仕様書4(2)に定める指定再委託先(上伊那森林組合)が整備・管理・安全対策を行う「実践現場(里山・森林等)」について、対象となるエリアは既に決定しているか、ご教示ください。決定している場合はその所在地および規模を、未定の場合は決定の時期および決定の過程に受託者が関与するかどうかをご教示ください。	令和8年度における対象エリアは、現時点で決定していません。これまでの活用実績等を踏まえた既存のフィールドを含め、事業効果を高める適切なエリアを想定しています。具体的な選定や活用方針については、事業内容や安全面等を考慮し、市及び上伊那森林組合にて協議のうえ調整し、受託者へ随時共有し連携を図ります。
15	仕様書6 (2)ア (既存広報基盤)	仕様書6(2)アに記載の既存広報基盤(https://moritoikiru-ina.jp/)について、現行の保守運用体制、使用CMS、ドメイン・サーバの契約主体、及び受託者が引き継げる範囲(データ・原稿・写真等の素材・アカウント等)をご教示ください。あわせて、ロゴおよび使用マニュアル	既存広報基盤および各種素材等の取り扱いについては、以下の通りです。 1. 現行サイト(https://moritoikiru-ina.jp/)の体制・環境等 保守運用体制：受託者において対応 使用CMS：WordPress ドメイン・サーバ：契約主体は伊那市 引き継ぎ範囲：サイトデータ、原稿、素材、各種アカウント等は、契約締結後、事業実施の必要に応じて受託者に引き継ぐ。 2. ロゴ・各種素材(マニュアル・写真・映像等)の使用および提供時期 契約締結後、事業実施に必要な範囲で提供する。

質問回答書 (9 月 18 日時点)

		ル、写真・映像等の既存素材の使用可否と提供時期、ならびに機関誌等の紙媒体の発行実績および配架ルートについてもご教示ください。	提供時期は受託決定後に協議する。 3. 紙媒体の発行実績及び配架ルート 発行実績：パンフレット 2 種類（A3 二つ折り）及びクレド（名刺サイズ）、機関誌 1 回（B5 サイズ 8 ページ）、パネル（A0、B2）、広報誌、地域情報誌等 配架ルート：市内公共施設及び地元企業・大学・関係学校、各種イベント、友好提携都市（新宿区）、首都圏関係企業、関係省庁等 そのほか関連情報の詳細については、契約締結後、事業実施の必要に応じて共有及び協議を行う。
16	仕様書 7 (3) (4) 再委託について	本業務では、地域人材等の活用・連携や、既存地域団体等との円滑な連携体制の構築が求められていることから、受託者が企業・地域団体等に対し、情報発信等の業務の一部を再委託することも想定しております。 上伊那森林組合への指定再委託以外に、このような業務の一部を企業・地域団体等へ再委託することは可能でしょうか。 また、再委託にあたり、市の事前承認、再委託できる業務の範囲、再委託割合等の条件がある場合は、ご教示ください。	本業務の主たる部分等の一括再委託を除き、業務の一部を企業・地域団体等へ再委託することは可能です。 本事業を円滑かつ最適に推進し、効果を最大化する観点から再委託割合等の条件など画一的な制限は設けませんが、主たる部分の一括再委託は認めません。なお、実際に再委託を行う場合は、受託決定後、あらかじめ本市に「再委託承諾申出書」を提出し、承認を得ることとなります。（承認の可否は発注者の判断による） また、企画提案時及び資料には、再委託先を含めた実施体制や再委託範囲、見積内訳等を明確に提示してください。
17	仕様書 1 1 (2)	仕様書 11 (2) に定める再委託(市内地域団体等の	No16 のとおりです。

質問回答書 (9月18日時点)

	再委託費の上限	連携を含む)について、 公募提案対象額 40,000,000円のうち再 委託できる金額または 比率に上限はございま すか。	
--	---------	--	--